

証券コード 2389
平成28年3月10日

株 主 各 位

東京都千代田区四番町6番
株式会社オプトホールディング
代表取締役社長 鉢 嶺 登

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日） 午後3時
 2. 場 所 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル
当社 5階会議室
 3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

~~~~~  
（お 願 い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へ  
ご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、  
本招集ご通知をご持参ください。

（お知らせ） 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社WEBサイト  
(<http://www.opt.ne.jp/holding/>) にて修正後の内容を掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告の国内市場は、景気回復の影響もあり、スマートフォンやタブレット端末をはじめとしたスマートデバイスや、ソーシャル広告、動画広告等の台頭に加えて、検索連動広告に代表される運用型広告や、リアルタイムで広告掲載の入札を行うターゲティング広告などが引き続き高い成長を遂げております。また、スマートフォンにおいては、ネイティブアドやインフィード広告といった新しい潮流の広告が登場するなどしており、平成27年には1兆1,594億円にまで拡大し、テレビ広告に次ぐ市場として継続的に成長しております。(株式会社電通発表)

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、64,052百万円(前連結会計年度比4.4%減)となり、営業利益1,620百万円(前連結会計年度比63.8%減)、経常利益1,191百万円(前連結会計年度比70.7%減)、当期純利益267百万円(前連結会計年度比75.5%減)となりました。なお、投資育成事業における約45億円の利益が前連結会計年度に含まれているため、投資育成事業を除いた場合、増収増益となっております。

当社は、平成27年4月1日をもって新設分割を実施し、同日付で商号を「株式会社オプトホールディング」に変更を行うとともに、新設分割設立会社(完全子会社)として、「株式会社オプト」を設立し、当社のマーケティング事業を承継しております。当社はこれまで顧客のマーケティング支援を中心に事業展開し、新規事業や成長企業を輩出してはおりますが、今後もますます多くの成長企業を生み出すことで、当社グループ企業を拡大してまいります。これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、グループ経営の強化と各事業会社の自立的経営による効率経営の実現を目的として、持株会社制へ移行しております。また、これに伴い、平成27年12月期第2四半期連結会計期間より事業セグメントを下記のとおり変更しております。

| 報告セグメント   | 旧報告セグメント                 |
|-----------|--------------------------|
| マーケティング事業 | 広告・ソリューション事業<br>データベース事業 |
| 投資育成事業    | 同左                       |
| 海外事業      | 同左                       |

※従来の「ソーシャル&コンシューマ事業」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」の区分に含んでおります。このため、前連結会計年度比については、前連結会計年度の数値を報告セグメント変更後の数値に組み替えて比較を行っております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<マーケティング事業>

当事業においては、インターネット広告販売、広告制作、ウェブサイト開発、SEOソリューションサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネルの開発販売及びデータベースマーケティングを中心に顧客のマーケティング支援全般を行っております。

当連結会計年度においては、前連結会計年度から取り組んでおりました生産性改善施策や事業の見直し等の実施効果により、利益率の改善に一定の成果が着実に出ております。

以上の結果、当事業の売上高は61,828百万円（前連結会計年度比6.1%増）、営業利益1,815百万円（前連結会計年度比103.8%増）の増収大幅増益となりました。

<投資育成事業>

当事業においては、当社グループの知見や人的ネットワークを活用して投資先を発掘するとともに、当社グループの経営資源を活用しながら投資先の成長支援を積極的に行っております。

当連結会計年度においては、前連結会計年度から引き続き注力分野として新規投資先の開拓、投資及び育成を行っております。

以上の結果、当事業の売上高は1,021百万円（前連結会計年度比79.0%減）、営業利益606百万円（前連結会計年度比86.1%減）となりました。

<海外事業分野>

当事業においては、当社による海外展開調査及び支援、韓国やシンガポールにおけるインターネット広告サービスの提供、米国における情報収集業務を展開しております。

以上の結果、当事業の売上高は1,424百万円（前連結会計年度比18.6%減）、営業損失91百万円（前連結会計年度は119百万円の営業損失）となりました。

<その他>

当事業の売上高は278百万円（前連結会計年度比88.3%減）、営業損失76百万円（前連結会計年度は152百万円の営業利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

- ①マーケティングノウハウのさらなる向上
- ②当社グループ自社商品による収益性の向上・独自性の明確化
- ③顧客営業力の強化
- ④メディアとの関係性の強化
- ⑤ガバナンスとスピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ⑥生産性向上のためのITインフラ整備
- ⑦社員教育の強化

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成27年4月1日をもって新設分割を実施し、同日付で商号を「株式会社オプトホールディング」に変更を行うとともに、新設分割設立会社（完全子会社）として、「株式会社オプト」を設立し、当社のマーケティング事業を承継いたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況

| 区分             | 第19期<br>(平成24年12月期) | 第20期<br>(平成25年12月期) | 第21期<br>(平成26年12月期) | 第22期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年12月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 78,909,290          | 67,624,291          | 66,984,083          | 64,052,229                       |
| 経常利益 (千円)      | 1,355,893           | 1,105,117           | 4,067,417           | 1,191,850                        |
| 当期純利益 (千円)     | 830,705             | 610,726             | 1,092,901           | 267,280                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 28.23               | 20.73               | 40.68               | 10.34                            |
| 総資産 (千円)       | 36,838,321          | 39,656,268          | 39,436,451          | 37,421,413                       |
| 純資産 (千円)       | 19,618,539          | 25,166,422          | 17,703,879          | 17,609,461                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算定しております。
2. 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成27年12月31日現在)

## ① 親会社との関係

特記すべき事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金       | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                              |
|---------------------|-----------|--------------|--------------------------------------|
| (株) オプト             | 100,000千円 | 100.0%       | マーケティング事業                            |
| (株) クラシファイド         | 119,805千円 | 66.0%        | クラシファイド広告の企画・販売                      |
| クロスフィニティ(株)         | 30,000千円  | 90.0%        | SEOソリューションサービス及び<br>メディアコンサルティングサービス |
| ソールドアウト(株)          | 50,000千円  | 100.0%       | 中堅・ベンチャー企業向け広告代理業                    |
| スキルアップ・ビデオテクノロジー(株) | 50,000千円  | 90.0%        | デジタルコンテンツ配信プラットフォームの提供               |

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の会社を含め18社であります。
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、当連結会計年度末において、株式会社オプトホールディングと連結子会社18社により構成されており、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネルの開発及びデータベースマーケティング等、顧客のマーケティング支援全般を行う「マーケティング事業」、インターネット関連ベンチャー企業への投資等を行う「投資育成事業」、海外におけるインターネット広告販売、情報収集、投資先支援を主とした「海外事業」を行っております。

| 事業区分      | 主な事業内容                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マーケティング事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・Yahoo!JAPAN、Google等インターネット広告代理業</li><li>・マーケティング運用支援・分析、クリエイティブ、SEO、サイト開発等の総合的な支援サービス</li><li>・オムニチャネル開発・販売等</li><li>・動画関連サービス</li><li>・SNS関連サービス</li><li>・インターネット広告効果測定システム等</li><li>・データベースマーケティング</li></ul> |
| 投資育成事業    | <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット関連ベンチャー企業への投資等</li></ul>                                                                                                                                                                                |
| 海外事業      | <ul style="list-style-type: none"><li>・アジアにおけるマーケティング運用支援及び、インターネット広告代理業等</li><li>・海外調査・開発、投資先支援等（主に中国）</li><li>・米国における情報収集等</li></ul>                                                                                                                |

(12) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

| 営業所 | 所在地     |
|-----|---------|
| 本社  | 東京都千代田区 |

② 子会社

| 会社名                | 所在地     |
|--------------------|---------|
| ㈱ オプト              | 東京都千代田区 |
| ㈱ クラシファイド          | 東京都千代田区 |
| クロスフィニティ㈱          | 東京都千代田区 |
| ソウルドアウト㈱           | 東京都千代田区 |
| スキルアップ・ビデオテクノロジーズ㈱ | 東京都渋谷区  |

(13) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,381名 | 78名減        |

- (注) 1. 従業員には、パート・派遣社員は含まれておりません。  
2. 従業員には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| ㈱ 三井住友銀行   | 4,150百万円 |
| ㈱ みずほ銀行    | 2,046百万円 |
| ㈱三菱東京UFJ銀行 | 1,315百万円 |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 86,630,400株                   |
| ② 発行済株式の総数   | 29,980,000株(自己株式4,140,000株含む) |
| ③ 株主数        | 7,704名                        |
| ④ 大株主（上位10名） |                               |

| 株 主 名                                                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| H I B C (株)                                                             | 4,899,200株 | 18.95%  |
| (株)電通デジタル・ホールディングス                                                      | 4,899,000株 | 18.95%  |
| B N Y M T R E A T Y D T T 1 5                                           | 1,627,100株 | 6.29%   |
| 海 老 根 智 仁                                                               | 1,436,900株 | 5.56%   |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                             | 1,214,000株 | 4.69%   |
| 野 内 敦                                                                   | 870,000株   | 3.36%   |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSONHHF SICAV | 527,100株   | 2.03%   |
| 小 林 正 樹                                                                 | 450,800株   | 1.74%   |
| CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC                                    | 288,440株   | 1.11%   |
| (株)タイム・アンド・スペース                                                         | 260,800株   | 1.00%   |

- (注) 1. 当社は自己株式を4,140,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。  
3. HIBC(株)は当社代表取締役社長CEOである鉢嶺登が全株式を保有する資産管理会社であります。  
4. (株)タイム・アンド・スペースは当社取締役である野内敦が全株式を保有する資産管理会社であります。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                       | 第8回新株予約権                      |
|-----------------------|-------------------------------|
| 発行決議日                 | 平成25年1月31日                    |
| 新株予約権の数               | 600個                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数   | 普通株式60,000株<br>新株予約権1個につき100株 |
| 新株予約権の払込金額            | 新株予約権1個当たり<br>500円            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の額 | 新株予約権1個当たり<br>69,000円         |
| 権利行使期間                | 平成25年3月4日から<br>平成29年3月3日まで    |
| 行使条件                  | (別記)                          |
| 当社取締役(社外取締役を除く)       | 保有者数: 4名<br>新株予約権の数: 600個     |
| 当社社外取締役               | 保有者数: 0名<br>新株予約権の数: 0個       |
| 当社監査役                 | 保有者数: 0名<br>新株予約権の数: 0個       |

(別記)

行使条件

1. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
2. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
3. 権利者は、平成25年12月期又は平成26年12月期の営業利益(会社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益をいう)が下記1)又は2)に掲げる各条件を充たした場合、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を当該条件の達成された期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- 1) 下記(a)又は(b)を充たした場合、行使可能割合は50%とする。
- (a)平成25年12月期の営業利益が18.5億円を超過した場合  
(b)平成26年12月期の営業利益が24億円を超過した場合
- 2) 上記にかかわらず、平成25年12月期及び平成26年12月期の営業利益の合計が42.5億円を超過した場合、各権利者は割り当てられた本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要  
特記すべき事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

| 会社における地位   | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況              |
|------------|---------|---------------------------|
| 代表取締役社長CEO | 鉢 嶺 登   |                           |
| 取締役COO     | 石 橋 宜 忠 | OPT America, Inc. 代表取締役社長 |
| 取締役        | 野 内 敦   | ㈱オプトベンチャーズ 代表取締役          |
| 取締役        | 岩 切 隆 吉 | OPT SEA Pte., Ltd. 取締役CEO |
| 取締役        | 養 田 秀 策 |                           |
| 常勤監査役      | 石 崎 信 明 | ㈱オプト 監査役                  |
| 監査役        | 呉 雅 俊   | ㈱TNPパートナーズ 代表取締役社長        |
| 監査役        | 山 上 俊 夫 | 弁護士                       |

- (注) 1. 監査役石崎信明氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、社外監査役であります。
2. 監査役石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役呉雅俊氏は、上場企業の財務及び経理に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役であった大久保克彦氏は、平成27年3月27日開催の第21回定時株主総会の終結をもって任期満了により退任いたしました。
5. 監査役であった大原猛氏は、平成27年3月27日開催の第21回定時株主総会の終結をもって辞任により退任いたしました。
6. 当社は、監査役石崎信明氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(0名) | 74,674千円<br>(一十千円)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 18,480千円<br>(18,480千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(3名) | 93,154千円<br>(18,480千円) |

- (注) 1. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円であり、これには使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。  
 2. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円です。  
 3. 監査役3名は、社外監査役であります。  
 4. 平成27年3月27日開催の第21回定時株主総会の終結をもって、任期満了により退任した社外取締役1名及び辞任により退任した社外監査役1名については、無報酬であるため人員に含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

| 当社での地位 | 氏 名     | 他の法人等の重要な兼職の状況        | 当社での主な活動状況                                                                                              | 責任限定契約の内容                                                                 |
|--------|---------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 監査役    | 石 崎 信 明 | ㈱オプト<br>監査役           | 当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会15回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 | 当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額として限定する契約を締結しております。 |
| 監査役    | 呉 雅 俊   | ㈱TNPパートナーズ<br>代表取締役社長 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回出席し、監査役会15回全てに出席し、上場企業での取締役経験者としての見地、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。      |                                                                           |
| 監査役    | 山 上 俊 夫 | 弁護士                   | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回出席し、監査役会15回のうち14回出席し、弁護士としての見地より、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。                          |                                                                           |

- (注) 1. 監査役石崎信明氏が兼務する㈱オプトは、当社の子会社であります。  
 2. 監査役呉雅俊氏が兼務する㈱TNPパートナーズと当社との関係には特記すべき事項はありません。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、独立性の高い社外監査役3名が監査を実施しており、社外からの客観的な経営への監視・助言機能が十分に働いていると考えておりましたが、今般の会社法改正や社会情勢の変化などを踏まえ、さらなる経営の監督強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、平成28年3月25日開催予定の第22回定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行及び監査等委員である社外取締役の選任議案を上程することと致しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,500千円 |

- (注) 1. 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬の額などの合計額であります。
2. 連結子会社のeMFORCE Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人または会計事務所の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りもりの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザー業務に対し7,800千円を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社グループの監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布を行うことなどにより、当社及び当社子会社の取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において「リスク管理基本方針」を制定し、管理部門を管掌する役員が中心となって役職者によって構成されるリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。リスク管理事務局は、適宜リスク管理の状況を経営会議及び取締役会へ報告しております。当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備しております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、事業計画を定め、会社として達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について審議及び決定を行っております。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項  
監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。
- ⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助すべき使用人の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重しております。また、当該監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと認めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告することとしております。また、子会社の取締役及び使用人に対しては、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼす事実や不正行為、法令違反に対する相談を直接または間接的に報告出来る窓口を設置し、グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当該監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ⑩ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。
- ⑪ その他、監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。代表取締役は、監査役の仕事が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催

日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、取締役会で制定された「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項が定められた当社の規程及び規則において、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。

また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は16回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は15回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策の一つとして考えており、新たな中長期での成長を目指し、企業価値の向上を中心に財務体質や新規投資への資金ニーズ、業界動向、海外情勢などを総括的に勘案し、安定的な配当実施を重視してまいりました。また、平成27年3月20日「配当方針の変更に関するお知らせ」にて公表済みの通り、今期より配当方針を「のれん償却前連結当期純利益に対する配当性向30%を目標」としております。この方針のもと、当事業年度末の配当金につきましては、1株あたり13円00銭とさせていただきたいと存じます。

(4) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成18年11月16日の取締役会決議により、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買取行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）に対する方針及び買取防衛策（以下「本施策」といいます。）として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入し、平成27年3月27日の第21回定時株主総会にて、平成28年3月31日を有効期限とした継続の決議をしておりましたが、当社は、平成28年2月18日開催の当社取締役会において、平成28年3月31日の有効期間満了をもって本施策を継続しないことを決議いたしました。

当社では、本施策の非継続後においても引き続き、当社株式等の大規模買付行為がなされた場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保及び向上のために、積極的な情報収集と適切な開示に努めてまいります。

（注）：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

~~~~~  
当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については小数点第2位で四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	27,010,408	流動負債	13,026,752
現金及び預金	10,670,933	支払手形及び買掛金	8,051,088
受取手形及び売掛金	9,910,191	短期借入金	410,000
営業投資有価証券	4,242,530	1年内返済予定の長期借入金	836,395
たな卸資産	50,709	未払法人税等	314,254
繰延税金資産	283,768	賞与引当金	309,137
その他	2,080,958	その他	3,105,877
貸倒引当金	△ 228,683	固定負債	6,785,198
固定資産	10,411,004	長期借入金	6,336,409
(有形固定資産)	687,447	退職給付に係る負債	155,273
建物及び構築物	198,982	繰延税金負債	20,947
リース資産	194,399	資産除去債務	123,527
その他	294,066	その他	149,041
(無形固定資産)	3,139,810	負債合計	19,811,951
のれん	1,837,378	【純資産の部】	
その他	1,302,432	株主資本	15,513,483
(投資その他の資産)	6,583,746	(資本金)	7,645,948
投資有価証券	5,501,910	(資本剰余金)	7,740,278
その他	1,750,017	(利益剰余金)	3,275,303
貸倒引当金	△ 668,182	(自己株式)	△ 3,148,046
資産合計	37,421,413	その他の包括利益累計額	657,762
		(その他有価証券評価差額金)	17,482
		(為替換算調整勘定)	640,280
		新株予約権	5,824
		少数株主持分	1,432,390
		純資産合計	17,609,461
		負債・純資産合計	37,421,413

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		64,052,229
売 上 原 価		50,704,241
売 上 総 利 益		13,347,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,727,216
営 業 利 益		1,620,770
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,761	
受 取 手 数 料	2,547	
そ の 他	69,497	85,806
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,988	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	168,993	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	251,013	
そ の 他	67,731	514,726
経 常 利 益		1,191,850
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	83,895	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,157,758	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,012	
そ の 他	23,798	1,266,464
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	35,348	
減 損 損 失	307,101	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	813,264	
そ の 他	44,463	1,200,178
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,258,136
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	827,234	
法 人 税 等 調 整 額	81,235	908,470
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		349,666
少 数 株 主 利 益		82,385
当 期 純 利 益		267,280

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,645,948	7,740,278	3,490,800	△3,148,046	15,728,980
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△335,920		△335,920
当期純利益			267,280		267,280
持分法の適用範囲の変動			△146,857		△146,857
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△215,497	—	△215,497
当連結会計年度末残高	7,645,948	7,740,278	3,275,303	△3,148,046	15,513,483

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	487,380	719,931	1,207,311	6,836	760,750	17,703,879
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△335,920
当期純利益						267,280
持分法の適用範囲の変動						△146,857
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△469,898	△79,650	△549,548	△1,012	671,640	121,079
当連結会計年度変動額合計	△469,898	△79,650	△549,548	△1,012	671,640	△94,417
当連結会計年度末残高	17,482	640,280	657,762	5,824	1,432,390	17,609,461

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 18社
- ・連結子会社の名称
株式会社オプト
ソウルドアウト株式会社
クロスフィニティ株式会社
株式会社クラシファイド
株式会社エスワンオーインタラクティブ
株式会社サーチライフ
スキルアップ・ビデオテクノロジー株式会社
株式会社コネクトム
株式会社ライトアップ
株式会社グルーパー
株式会社Platform ID
株式会社Consumer first
株式会社オプトベンチャーズ
オプトベンチャーズ1号投資事業有限責任組合
OPT America, Inc.
eMFORCE Inc.
OPT SEA Pte., Ltd.
株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴ

株式会社オプトベンチャーズについては、新たに設立したため連結の範囲に含めております。また、オプトベンチャーズ1号投資事業有限責任組合については、新たに組成したため連結の範囲に含めております。

OPT SEA Pte., Ltd. については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

glocom, Inc. については、会社清算を行ったため、連結の範囲から除外しております。株式会社デジミホについては、保有株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。なお、これらについては、持分比率の減少時までの損益計算書のみを連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称

香港歐芙特有限公司

Demand Side Science株式会社

株式会社オプトインキュベート

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法を適用し関連会社の数 4社

- ・ 持分法を適用した関連会社の名称

Chai Communication Co., LTD.

株式会社ジェネレイト

レッドフォックス株式会社

株式会社ジモティー

レッドフォックス株式会社並びに株式会社ジモティーについては、重要性が増したため持分法適用の範囲に含めております。

株式会社モバイルファクトリーについては保有株式を売却、株式会社Taggyについては保有株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

OPT SEA Pte., Ltd.については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 香港歐芙特有限公司

Demand Side Science株式会社

株式会社オプトインキュベート

関連会社 株式会社アスコエパートナーズ

PAP Group Corp

- ・ 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用関連会社のうち、株式会社ジェネレイトの決算日は3月31日のため、連結決算日現在で実施した仮決算による計算書類を使用しております。
なお、その他の持分法適用関連会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、株式会社ライトアップの決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
OPT SEA Pte., Ltd. の決算日は11月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (5) 会計処理基準に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- ロ. 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ハ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）
- ・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）を採用しております。
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ・投資事業有限責任組合等への出資
入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。
- ニ. たな卸資産
- ・仕掛品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）を採用しております。

・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～18年
工具器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な年数で規則的に償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
イ. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
ロ. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 未適用の会計基準に関する注記

- (1) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
(2) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
(3) 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
(4) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
(5) 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)
(6) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

① 概要

本会計基準等は、イ. 子会社株式の追加取得において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取り扱い、ロ. 取得関連費用の取扱い、ハ. 当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、ニ. 暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものであります。

② 適用予定日

平成28年12月期の期首より適用予定であります。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年12月期の期首以後実施される企業結合から適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 一括掲記のたな卸資産の内訳

仕掛品	49,379千円
貯蔵品	1,329千円

(2) 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	2,074,312千円
投資有価証券（その他の有価証券）	319,030千円

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産	
現金及び預金（定期預金）	236,041千円
② 上記に対応する債務	
未払金	109,881千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 824,162千円
 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,106千円が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	29,980,000株	—	—	29,980,000株
自己株式				
普通株式	4,140,000株	—	—	4,140,000株

(2) 新株予約権に関する事項

区分	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当 社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	5,824	
合計			—	—	—	5,824	

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	335,920	13.0	平成26年 12月31日	平成27年 3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,920	13.0	平成27年 12月31日	平成28年 3月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

当社グループは、専門部署を通じ投資目的の有価証券を運用する、投資育成事業を行っております。なおデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。外貨建の営業債権は、為替リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、及び当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券及び上記以外の投資有価証券は、主に株式及び組合等出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらのうち上場株式については、市場価額の変動リスクに晒されております。また、未上場株式等については、未上場企業が、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されることから、経済環境等の影響を受けやすいため、以下のリスクが存在します。

- a. 投資によってはキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。
- b. 投資によってはキャピタルロスが発生する可能性があります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建の営業債務は、為替リスクに晒されております。

借入金及び長期借入金は、運転資金等に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規定に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,670,933	10,670,933	—
(2) 受取手形及び 売掛金	9,910,191	9,910,191	—
(3) 営業投資有価証券 及び投資有価証券	42,070	42,070	—
資産計	20,623,195	20,623,195	—
(1) 支払手形及び 買掛金	8,051,088	8,051,088	—
(2) 短期借入金	410,000	410,000	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定 の長期借入金含む)	7,172,804	7,056,538	116,266
負債計	15,633,892	15,517,626	116,266

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、原則として株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格又は元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,806,084
非上場債券	118,079
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	2,459,175
その他の関係会社有価証券	319,030
合計	9,702,370

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	10,670,933	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,910,191	—	—	—
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券				
1. 債券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
2. その他				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	118,079	—	—
合計	20,581,125	118,079	—	—

(注4) 借入金及びその他有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 短期借入金	410,000	—	—	—
(2) 長期借入金	836,395	6,336,409	—	—
合計	1,246,395	6,336,409	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	625円 82銭
1株当たり当期純利益	10円 34銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 子会社株式の一部譲渡

当社は、平成28年1月5日開催の取締役会において、当社連結子会社であるソウルドアウト株式会社（以下、ソウルドアウト）の株式の一部をヤフー株式会社（以下、ヤフー）に譲渡することを決議し、平成28年1月14日に譲渡いたしました。

① 株式譲渡の目的

日本国内の中小企業におけるWebマーケティング領域の新市場の創造、及び拡大を実現することを目的として、当社は当社保有のソウルドアウト株式の一部をヤフーに譲渡いたしました。

② 譲渡先の名称

ヤフー株式会社

③ 譲渡の日程

株式譲渡日 平成28年1月14日

④ 譲渡する連結子会社の概要

名称：ソウルドアウト株式会社

事業内容：中小企業及び成長企業向けインターネットマーケティングソリューションの提供事業

⑤ 譲渡する株式の数、譲渡前後の所有株式の状況

譲渡前の所有株式数 普通株式 17,760,000株（所有割合：100.0%）

譲渡株式数 普通株式 5,931,840株

譲渡後の所有株式数 普通株式 11,828,160株（所有割合：66.6%）

⑥ 譲渡価額及び譲渡損益

譲渡価額	935,154千円
譲渡損益	—
資本剰余金増加額	平成28年12月期に資本剰余金が791,990千円増加する見込であります。

⑦ 適用する会計処理

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）等を適用する予定であります。

8. 重要な企業結合・事業分離に関する注記

(1) 新設分割による持株会社体制への移行

当社は、平成27年3月27日開催の定時株主総会において承認決議されました分割計画書に基づき、平成27年4月1日をもって当社の新設分割設立会社（完全子会社）として「株式会社オプト」を設立し、当社のマーケティング事業を承継させ、株式会社オプトは社名を「株式会社オプトホールディング」に変更し、持株会社体制へ移行しました。

① 背景と目的

当社は、これまで顧客のマーケティング支援を中心に事業展開し、新規事業や成長企業を輩出してまいりました。今後は、ますます多くの成長企業を生み出すことで、当社グループ企業の増加が見込まれます。これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行を決断いたしました。当社が持株会社への移行を決断した具体的な目的は、次の通りです。

イ. グループ経営の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させます。持株会社はグループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築することに注力いたします。

ロ. 各事業会社の自律的経営による効率経営の実現

グループ各社に権限と責任を委譲することにより、環境変化に迅速に対応し、より一層の顧客サービス向上とコスト最適化を図ることで、グループ収益の最大化を目指します。また、持株会社のアセットをグループ企業に提供することによって、各社が事業に注力できる環境を整えてまいります。

② 会社分割の要旨

イ. 分割の日程

平成26年12月31日 株主総会基準日
平成27年2月23日 新設分割計画承認取締役会
平成27年3月27日 新設分割計画承認株主総会
平成27年4月1日 分割期日

ロ. 分割方式

a. 分割方式

当社を分割会社とし、新設分割設立会社1社を承継会社とする分社型新設分割により、現行の当社のマーケティング事業を、本新設分割により設立した「株式会社オプト」に承継させました。

(注) 当社は本件分割期日に持株会社体制へ移行し、「株式会社オプトホールディング」へ商号変更いたしました。

b. 当該分割方式を採用した理由

持株会社体制への移行を効率的かつ円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

ハ. 会社分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社オプト」が発行する普通株式200,000株を全て当社に割り当てました。

ニ. 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取扱いの変更はありません。当社は、新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

ホ. 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

ヘ. 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたしました。また、新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとなりました。

ト. 債務履行の見込み

当社及び新設会社においては本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

③ 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成26年12月31日現在)	新設会社 (平成27年4月1日設立)
商号	株式会社オプト (平成27年4月1日付で「株式会社オプトホールディング」に商号変更)	株式会社オプト
事業内容	マーケティング事業	マーケティング事業
設立年月日	1994年3月4日	2015年4月1日
本店所在地	東京都千代田区四番町6番	東京都千代田区四番町6番
代表者	代表取締役社長 鉢嶺登	代表取締役社長 金澤大輔
資本金(千円)	7,645,948	100,000
発行済株式数(株)	29,980,000	200,000
決算期	12月31日	12月31日
大株主及び持株比率	HIBC株式会社(注) 18.95% 株式会社電通デジタル・ホールディングス18.95%	株式会社オプトホールディング 100%

(注1) HIBC株式会社は当社代表取締役社長である鉢嶺登が全株式を保有する資産管理会社であります。

分割会社の最近決算期間の業績

決算期	平成26年12月期
純資産（千円）	15,699,277
総資産（千円）	32,748,828
売上高（千円）	46,218,143
営業利益（千円）	3,879,428
経常利益（千円）	4,037,329
当期純利益（千円）	1,402,599
1株当たり当期純利益（円）	52.20
1株当たり純資産額（円）	607.29

④ 分割後の状況

	分割会社	新設会社
商号	株式会社オプトホールディング	株式会社オプト
事業内容	グループの戦略立案及び 企業価値向上を目指す業務全般	マーケティング事業
本店所在地	東京都千代田区四番町6番	東京都千代田区四番町6番
代表者	代表取締役社長 鉢嶺登	代表取締役社長 金澤大輔
資本金（千円）	7,645,948	100,000
決算期	12月31日	12月31日

(2) 商号変更

① 商号変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を変更するものです。

② 新商号（英文表記）

株式会社オプトホールディング（英文：OPT Holding, Inc.）

③ 新商号変更日

平成27年2月23日 取締役会決議

平成27年3月27日 定款変更承認株主総会

平成27年4月1日 定款変更の効力発生日

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	8,907,489	流動負債	1,104,990
現金及び預金	1,024,313	1年内返済予定の長期借入金	664,000
売掛金	373,475	リース債務	50,730
営業投資有価証券	3,706,704	未払金	272,265
仕掛品	3,021	未払費用	49,007
立替金	128,901	未払法人税等	12,537
関係会社短期貸付金	1,860,000	前受金	5,000
未収入金	698,090	預り金	12,054
未消費税等	636,315	賞与引当金	37,882
未収還付法人税等	291,311	その他	1,512
繰延税金資産	71,809		
その他の	113,639	固定負債	6,386,619
貸倒引当金	△ 94	長期借入金	6,174,000
		リース債務	125,966
固定資産	13,617,383	資産除去債務	86,285
(有形固定資産)	364,130	その他	367
建物	118,909		
工具器具備品	34,235	負債合計	7,491,610
リース資産	161,307		
その他	49,678	【純資産の部】	
(無形固定資産)	160,669	株主資本	15,009,744
特許権	505	(資本金)	7,645,948
商標権	1,405	(資本剰余金)	7,740,278
ソフトウェア	153,716	資本準備金	2,857,406
ソフトウェア仮勘定	2,696	その他資本剰余金	4,882,871
その他	2,345	(利益剰余金)	2,771,564
(投資その他の資産)	13,092,582	その他利益剰余金	2,771,564
投資有価証券	521,934	繰越利益剰余金	2,771,564
関係会社株式	10,728,794	(自己株式)	△ 3,148,046
その他の関係会社有価証券	319,030	評価・換算差額等	17,694
長期貸付金	61,376	その他有価証券評価差額金	17,694
関係会社長期貸付金	710,000	新株予約権	5,824
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	5,140	純資産合計	15,033,262
長期未収入金	587,651		
長期前払費用	11,996	負債・純資産合計	22,524,873
敷金及び保証金	668,230		
繰延税金資産	167,455		
貸倒引当金	△ 689,027		
資産合計	22,524,873		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,815,795
売上原価		10,234,823
売上総利益		2,580,971
販売費及び一般管理費		2,241,700
営業利益		339,271
営業外収益		
受取利息	15,997	
有価証券利息	4,752	
受取配当金	124,173	
業務受託料	45,336	
その他	33,175	223,436
営業外費用		
支払利息	19,988	
投資事業組合運用損	102,534	
その他	26,339	148,862
経常利益		413,845
特別利益		
投資有価証券売却益	1,127,122	
新株予約権戻入益	1,012	
その他	3,117	1,131,251
特別損失		
固定資産除却損	3,814	
投資有価証券評価損	937,319	
その他	18,881	960,014
税引前当期純利益		585,082
法人税、住民税及び事業税	151,872	
法人税等調整額	292,606	444,479
当期純利益		140,603

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	7,645,948	2,857,406	4,882,871	7,740,278	2,966,880	2,966,880
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△335,920	△335,920
当 期 純 利 益					140,603	140,603
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△195,316	△195,316
当 期 末 残 高	7,645,948	2,857,406	4,882,871	7,740,278	2,771,564	2,771,564

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3,148,046	15,205,061	487,380	487,380	6,836	15,699,277
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△335,920				△335,920
当 期 純 利 益		140,603				140,603
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△469,686	△469,686	△1,012	△470,698
当 期 変 動 額 合 計	—	△195,316	△469,686	△469,686	△1,012	△666,014
当 期 末 残 高	△3,148,046	15,009,744	17,694	17,694	5,824	15,033,262

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

2) たな卸資産評価基準及び評価方法

① 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）を採用しております。

② 貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～18年
工具器具備品	2～10年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

- 3) リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
 - 2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (5) 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
該当事項はありません。
2. 表示方法の変更に関する注記
(貸借対照表)
前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収還付法人税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。
3. 貸借対照表に関する注記
- (1) 担保資産及び担保付債務
該当事項はありません。
 - (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	588,599千円
短期金銭債務	130,097千円
長期金銭債権	36,331千円
4. 損益計算書に関する注記
各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|-------------|
| 営業取引による取引高 | 4,656,601千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 179,237千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
自己株式				
普通株式	4,140,000株	—	—	4,140,000株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	223,105千円
賞与引当金	12,525千円
資産除去債務	17,722千円
投資有価証券評価損	646,898千円
投資簿価修正額	40,100千円
減損損失	2,056千円
その他	30,963千円

繰延税金資産小計 973,371千円

評価性引当額 △681,386千円

繰延税金資産合計 291,985千円

繰延税金負債

未収事業税	44,214千円
その他有価証券評価差額金	8,504千円

繰延税金負債合計 52,719千円

繰延税金資産の純額 239,265千円

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	71,809千円
固定資産・繰延税金資産	167,455千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実行税率は、従来の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは、33.0%に、平成29年1月1日以降のものについては、32.2%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社電通 (株式会社電通デジタル・ホールディングスの親会社) (注2)	東京都港区	74,609	広告業	— (被所有間接 18.95%)	営業取引 役員の兼任	広告売上 取引 (注3)	2,137,199	—	—

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 平成27年3月27日開催の当社第21回定時株主総会終了の時を持って、株式会社電通より派遣されていた取締役1名が任期満了で退任し、監査役1名が辞任したため、当社経営への参加は無くなったことにより、関連当事者に該当しなくなりました。取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

(注3) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社オプト	東京都千代田区	100	広告の企画・販売	100.00% (—)	資金貸付 役員の兼任	資金貸付 利息の受取 (注4)	2,500,000 6,921	関係会社 短期貸付金 その他流動 資産	1,300,000 644
子会社	株式会社クラシファイド	東京都千代田区	119	広告の企画・販売	66.01% (—)	債務保証	債務保証 (注2)	743,440	—	—
子会社	クロスフイニティ株式会社	東京都千代田区	30	広告の企画・販売	90.00% (—)	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2) 仕入取引 (注3)	338,193 1,596,625	— —	— —
子会社	ソウルドアウト株式会社	東京都千代田区	50	インターネット広告業	100.00% (—)	債務保証	債務保証 (注2)	292,771	—	—
子会社	eMFORCE Inc.	韓国ソウル市	272	インターネット広告業	90.57% (—)	資金貸付	資金貸付 利息の受取 (注4)	— 2,344	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 その他流動 資産	200,000 300,000 523

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 仕入取引の一部について連帯保証を行っております。

(注3) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(注4) 取引金額については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	581円	56銭
1株当たり当期純利益	5円	44銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。この子会社株式の一部譲渡により、平成28年12月期に927,011千円の譲渡益を計上する見込であります。

10. 重要な企業結合・事業分離に関する注記

連結注記表の「8. 重要な企業結合・事業分離に関する注記」と同一であるため当該項目をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

株式会社オプトホールディング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成島 徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトホールディングの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトホールディング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

株式会社オプトホールディング
取締役会 御中

有限責任 あざさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成島 徹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトホールディングの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

④事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月18日

株式会社オプトホールディング 監査役会

常勤監査役 石崎 信 明[Ⓔ]
(社外監査役)
社外監査役 呉 雅 俊[Ⓔ]
社外監査役 山 上 俊 夫[Ⓔ]

(注) 監査役石崎信明氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、1株当たり配当金を13円00銭といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、335,920,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、経営の監督強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 当社株式に対する大量買付行為対応方針(買収防衛策)(以下、「本施策」)は、平成28年3月31日をもって有効期間が満了となりますが、本施策を継続しないことといたしましたので、本施策に関する規定の削除を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役が役割を十分に発揮することができるようにするための規定変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会への委任が可能な条件を満たしております。今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主の皆様への適正な配当施策を機動的に行う必要性を重要視し、剰余金の配当等を従来の株主総会決議に加え、取締役会決議により行うことを可能にするため規定の新設を行うものであります。

(5) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更（第13条の削除及びこれに伴う条数の変更を除く）は本総会終結の時をもって効力が発生するものとし、第13条の削除及びこれに伴う条数の変更は平成28年4月1日をもって効力が発生するものいたします。（下線部分に変更箇所であります）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条（条文省略）</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）（条文省略） 1～14（条文省略） 15. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 16～25（条文省略） （2）～（3）（条文省略）</p> <p>（本店の所在地） 第3条（条文省略）</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> （4）<u>会計監査人</u></p> <p>（公告方法） 第5条 当社の公告は、電子公告によって<u>行なう。</u>ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを<u>行なう。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条（現行どおり）</p> <p>（目的） 第2条（現行どおり） （1）（現行どおり） 1～14（現行どおり） 15. 一般労働者派遣事業<u>及び</u>特定労働者派遣事業 16～25（現行どおり） （2）～（3）（現行どおり）</p> <p>（本店の所在地） 第3条（現行どおり）</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （削除） （3）<u>会計監査人</u></p> <p>（公告方法） 第5条 当社の公告は、電子公告によって<u>行</u>う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを<u>行</u>う。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) (株主名簿管理人) 第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續き等については、法令又は定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) (自己の株式の取得) 第11条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p>第13条 <u>当会社株式に対する大規模買付行為への対応方針である大規模買付ルールの導入 (継続を含む) については、株主総会の決議により定めることができる。大規模買付ルールの改正は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p><u>2 当会社株式の大規模買付者に対して実施する新株予約権無償割当に関する事項その他対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、取締役会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。</u></p> <p>(招集) (議事録) 第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) (株主名簿管理人) 第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い (株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録を含む) 及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) (自己の株式の取得) 第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>(招集) (議事録) 第13条～第18条 (条数を変更して現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行なう。</p> <p>(新設) 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の解任) 第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行なう。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行なう。 3 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 5 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役の解任) 第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行なう。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 (条文省略)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (条数を変更して現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役の全員</u>が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役全員</u>が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項に定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、<u>損害賠償責任額</u>から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第33条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) (社外監査役の責任免除)</p> <p>第34条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発送する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときには、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) (会計監査人の任期) 第46条～第47条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第50条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第52条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) (会計監査人の任期) 第35条～第36条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第38条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 (条数を変更して現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第42条 (条数を変更して現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第22回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第22回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条の定めるところによる。</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p>第2条 第13条の削除は、平成28年4月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は当該削除の効力発生日の経過をもって削除する。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(5名)は任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	はち みね のぼる 鉢 嶺 登 (昭和42年6月22日生)	平成3年4月 森ビル(株)入社 平成6年3月 (有)デカレッジス(現在の当社)設立 同社代表取締役社長 平成13年3月 当社代表取締役社長CEO 平成18年1月 当社代表取締役社長CVO 平成20年3月 当社代表取締役会長CVO 平成21年3月 当社代表取締役社長CEO(現任)	0株
2	いし ばし よし ただ 石 橋 宜 忠 (昭和42年7月31日生)	平成4年4月 等松・トウシュロス コンサルティング(株)(現デロイト トーマツ コンサルティング(株))入社 平成16年1月 川瀬産業(株)入社 平成20年4月 当社執行役員CFO 平成21年3月 当社取締役CFO 平成25年3月 当社取締役COO(現任) 平成25年4月 OPT America, Inc. 代表取締役社長(現任)	69,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	野内 敦 (昭和42年12月21日生)	平成3年4月 森ビル㈱入社 平成8年10月 当社入社 平成11年3月 当社取締役 平成15年2月 当社取締役事業本部長 平成16年2月 当社取締役CMO 平成18年1月 当社取締役COO 平成22年3月 当社取締役〈現任〉 平成23年7月 ㈱Platform ID代表取締役社長 平成26年4月 同社代表取締役会長CEO 平成27年2月 ㈱オプトベンチャーズ代表取締役〈現任〉 平成27年9月 ㈱Platform ID代表取締役社長〈現任〉	870,000株
4	岩切 隆吉 (昭和53年4月16日生)	平成13年4月 ㈱エフアンドエム入社 平成15年9月 当社入社 平成18年1月 当社コンテンツ本部企画部長 平成18年7月 当社SEM本部コンサルティング部長 平成22年1月 当社執行役員 平成23年3月 当社取締役〈現任〉 平成26年6月 OPT SEA Pte.,Ltd. 取締役CEO〈現任〉	2,800株
5	襄田 秀策 (昭和26年7月20日生)	昭和49年4月 ㈱日本興業銀行〈現㈱みずほ銀行〉入社 平成10年6月 同社アレンジャー業務推進室長 平成12年4月 同社シンジケーション部長 平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行〈現㈱みずほ銀行〉シンジケーション部長 平成16年4月 同社常務執行役員シンジケーション ビジネスユニット統括・シンジケーション&ローントレーディング コンプライアンス統括・グループ統括 平成18年4月 同社常務執行役員 グローバルシン ジケーションユニット・グローバル プロダクツユニット統括 平成19年7月 コールバーグ・クラビス・ロバーツ ジャパン代表取締役 兼 共同最高経 営責任者 平成19年9月 コールバーグ・クラビス・ロバーツキ ャピタル・マーケッツ 代表取締役 平成20年1月 コールバーグ・クラビス・ロバーツ ジャパン代表取締役社長 平成21年4月 日本トイザラス㈱取締役 平成25年5月 コールバーグ・クラビス・ロバーツ ジャパン代表取締役会長 平成26年9月 当社アドバイザー 平成27年3月 当社取締役〈現任〉	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。
2. 鉢嶺登氏が全株式を保有する同氏の資産管理会社であるHIBC㈱が、当社株式4,899,200株を保有しています。
3. 野内敦氏が全株式を保有する同氏の資産管理会社である㈱タイム・アンド・スペースが、当社株式260,800株を保有しています。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	いし ざき のぶ あき 石 崎 信 明 (昭和35年6月7日生)	昭和58年4月 藤和不動産(株)〈現三菱地所レジデンス(株)〉入社 平成12年4月 経営コンサルタント業開業 平成13年4月 当社常勤社外監査役〈現任〉 平成27年4月 ㈱オプト監査役〈現任〉	19,600株
2	こ 呉 まさ とし 俊 呉 雅 俊 (昭和34年7月28日生)	昭和57年4月 日本ラヂエータ(株)〈現カルソニックカンセイ(株)〉入社 昭和60年5月 (有)渡美商事入社 昭和62年3月 ワタミフードサービス(株)〈現ワタミ(株)〉入社 平成12年4月 当社社外監査役〈現任〉 平成12年9月 (株)ツナミネットワークパートナーズ〈現(株)TNPパートナーズ〉代表取締役社長〈現任〉	15,200株
3	やま うえ とし お 山 上 俊 夫 (昭和41年2月14日生)	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成18年3月 当社社外監査役(現任) 平成18年4月 やまうえ法律事務所開設(現任)	0株

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。
- 石崎信明氏、呉雅俊氏、山上俊夫氏は、社外取締役候補者であります。
 - 石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、経営や財務、会計についての知識・経験に優れていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
 - 石崎信明氏は、当社の子会社である株式会社オプトの監査役(非業務執行役員)であります。
 - 呉雅俊氏は、上場企業の財務及び経理に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、経営や財務、会計についての知識・経験に優れていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
 - 山上俊夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前在任期間において弁護士として培われた専門的な知識及び経験に基づき、有益な助言と独立した立場から適切に監査を行ったことから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
 - 当社は石崎信明氏、呉雅俊氏、山上俊夫氏との間で、会社法第423条第1項

の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は石崎信明氏、呉雅俊氏、山上俊夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、改めて各候補者を独立役員(社外取締役)として届け出る予定です。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年3月30日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬額を、同額の年額200,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額30,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

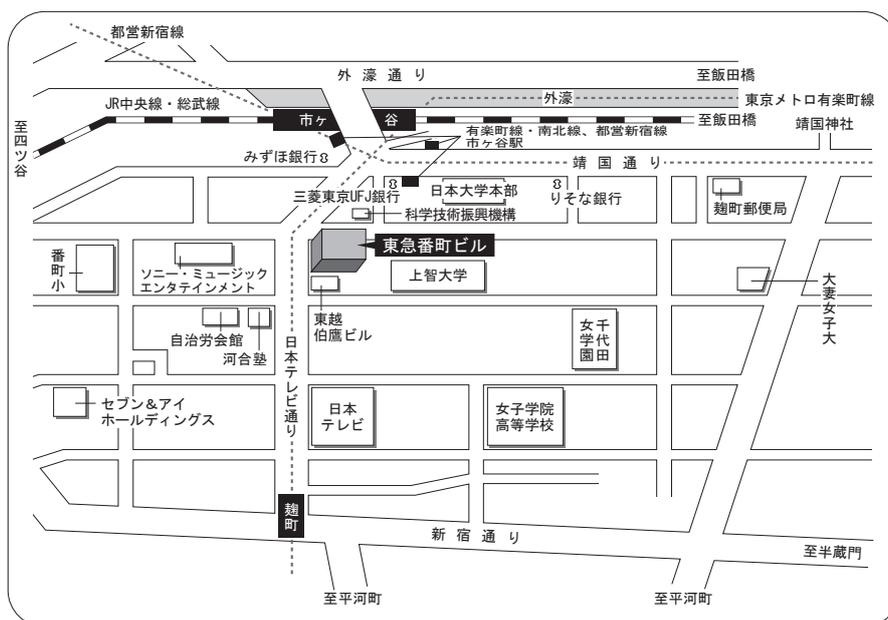
なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル
当社5階会議室



交通のご案内

- ・ JR中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線
「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・ 東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分